執行委員候補の推薦に係る
湘南自治会憲章の改正について（修正）
Revision of the Constitution of Shonan Student Union Reguarding Recomendation of Candidates for Executive Council（Amemded）

議案提出者：湘南自治会 管理部副部長
Proposed by: Shonan Student Union,
Assistant Foreperson of Administrative Department

議題の概要

湘南自治会憲章について、以下の通り改正すべきと考えますので、SFC生総会による議決を得るべく上程します。

Outline of the Agenda

Shonan Student Union Constitution should be amended as follows, and will be submitted to the General Assembly of SFC students for a vote.

主要な改正点

- 執行委員候補について、事務局が推薦しない選択肢を設けました。
- 事務局が推薦できる執行委員候補について、最大数を2名に増員しました。
- 上記に伴い、推薦について予備選挙前の決定と報告を義務付けました。

Major Revisions

- An option has been established allowing the Secretariat to decline recommending candidates for executive board members.
- The maximum number of candidates for executive board members that the Secretariat may recommend has been increased to two.
- In conjunction with the above changes, it is now mandatory for decisions and reports regarding recommendations to be made prior to the primary election.

議決の選択肢

- 改正に賛成する
- 改正に反対する

Voting options

- Agree to the amendment.
- Oppose the amendment

改正内容

Contents of Amendments

改正案の憲章全文

Full text of the proposed constitutional amendment

変更箇所の一覧

以下、改正箇所は青色で示す
For English, please refer to the full text above.

第三十条（執行委員の選出）
*①執行委員候補のうち、**次項に基づき選出された者を除く3～5名は、**湘南自治会の構成員から予備選挙により選出される。選挙権及び被選挙権は、選挙を運営管理する委員及び次項の定めにより執行委員候補となった者を除く全ての構成員に与えられなければならない。*
*②執行委員候補のうち**2**名は、事務局長及び各部長の推薦により、事務局員から選出**することができる**。*
③前2項の定めにより選出された執行委員候補は、SFC生全体を有権者とする信任手続きにより信任されることで執行委員に就任する。
④第2項の規定による推薦が行われる場合、事務局は予備選挙が告示される7日前までに推薦の有無とその人数を、湘南自治会の構成員および選挙管理委員会に報告しなければならない。

改正理由

これまで事務局が必ず推薦していた執行委員候補について、推薦しないという選択肢を新たに設けることとしました。本制度は、湘南自治会の業務遂行を担う事務局が、その業務への執行委員会の理解や協力を一定程度担保するための権利的側面が強く、権利を行使しない権利を保障すべく改正しました。

また、合わせて推薦できる人数を1から2へ増員しています。これまでの改正では年々減少させていたものですが、将来的な湘南自治会の規模拡大や執行委員就任資格の拡大を視野に入れ、より事務局との協業が求められる可能性を考慮しました。今回の改正により、必要に応じて推薦が行われない可能性もあるため、予備選挙による民主制を著しく妨げることはないと考えます。

自由度の拡充に伴い、制度の恣意的な運用等を予防するため、予備選挙の告示前に推薦の詳細を確定させるよう規定しました。